

特別管理産業廃棄物処理計画書

2018年5月22日

福山市長 殿

提出者

住所 広島県福山市箕沖町126番地

氏名 日本化薬株式会社 福山工場

工場長 漢人 哲夫

電話番号 084-954-8203

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき，特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。

事業場の名称	日本化薬株式会社 福山工場
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町126番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5，6のとおり**

①事業の種類	E1634（環式中間物・合成染料・有機顔料製造業）
②事業の規模	1,102（百万円）
③従業員数	250人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図3、別表1の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別図2のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙5, 6のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（平成29年度）実績量

計画：今年度（平成30年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	1790	2000								
廃酸	0.4	10								
廃アルカリ	7	10								
感染性産業廃棄物	0	1								
ばいじん										
燃え殻										
汚泥										
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	16	250							
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉱さい									
	廃石綿等									
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)									
	汚泥(金属を含むもの)									
廃酸(金属を含むもの)										
廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計	1813.4		0		0		0		0	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

	処理委託に関する事項										
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油	1790	2000	1790	2000					1790	2000	
廃酸	0.4	10	0.4	10					0.4	10	
廃アルカリ	7	10	7	10					7	10	
感染性産業廃棄物		1		1						1	
ばいじん											
燃え殻											
汚泥											
特定有害産業 廃棄物	廃PCB等		250		250						
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉱さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
廃酸(金属を含むもの)											
廃アルカリ(金属を含むもの)											
合計	1797.4		1797.4		0		0		1797.4		



## 別紙6（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

### 1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	/
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

### 2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別図2のとおり

### 3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 1）廃油：可能な反応工程については、溶媒回収による再利用により排出量の削減を実施している。
②計画	（今後実施する予定の取組） 1）廃油：今後も継続し、横展開を図る。

### 4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 2） 1）廃油：可能な反応工程については、溶媒回収による再利用により排出量の削減を実施している。
②計画	（今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1）廃油：今後も継続し、横展開を図る。

### 5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） _____
②計画	（今後実施する予定の取組） _____

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) _____
②計画	(今後実施する予定の取組) _____

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) _____
②計画	(今後実施する予定の取組) _____

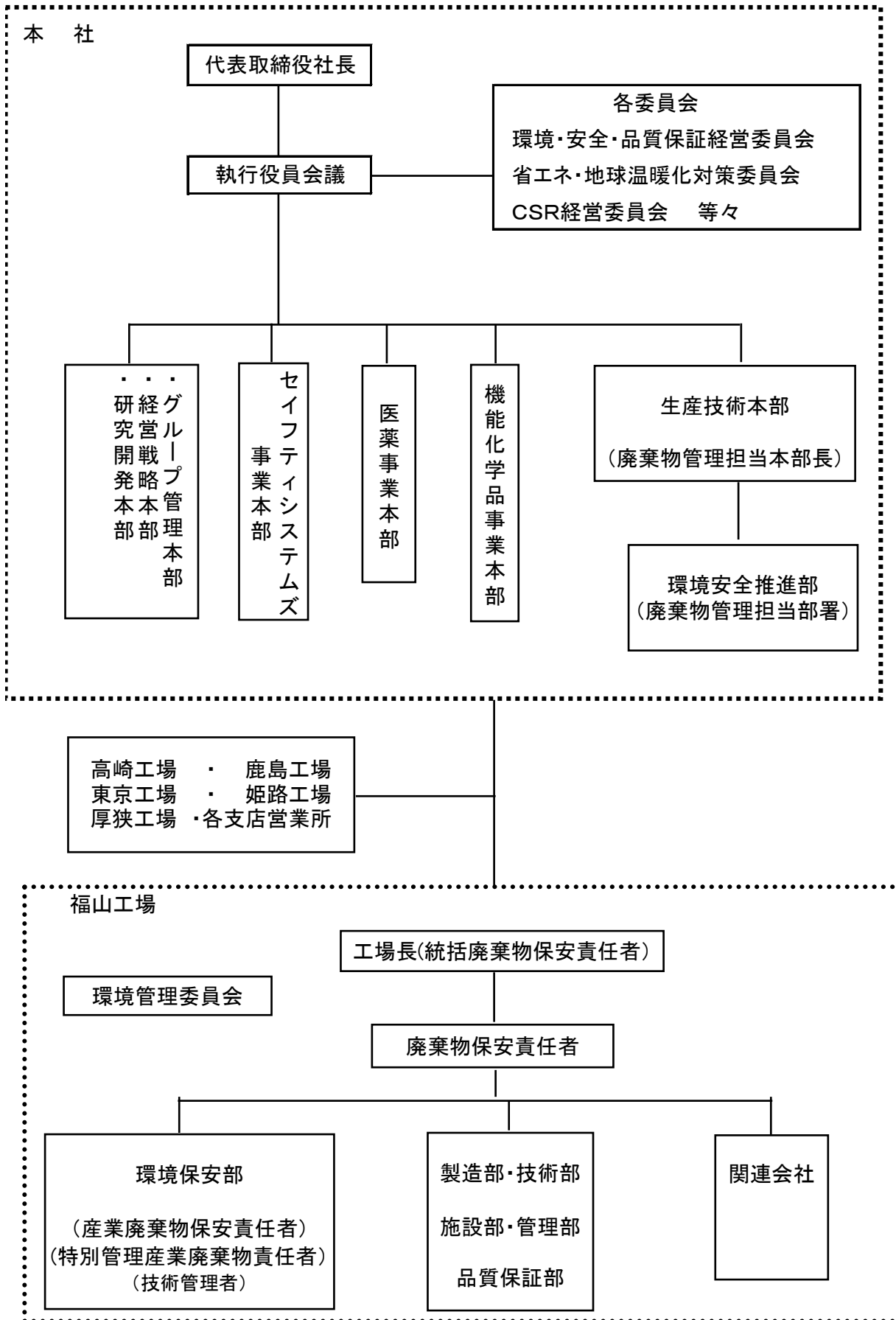
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 1) 廃酸：自社排水処理施設で処分を進めたので、構外委託処理は少量に削減できた。 2) 廃PCB廃棄物（低濃度品を主体に及び高濃度付着ウエス等の付属品）の処理を実施した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 1) 計画的に低濃度 PCB 廃棄物の処理を実施（委託）

別表 1 産業廃棄物の種類別性状の説明

(a) 廃油	・多品種少量生産の業種であり、生産工程が多いため、排出する廃油の種類、濃度、性状が僅かずつ違っている。
(b) 無機汚泥	・排水の中和処理に伴って発生する汚泥。中和剤に炭酸カルシウムを主に使用していたが、カーバイトスラリーを主体にして廃棄物の削減をしている。脱水処理後の含水率は約 70%となる。
(c) 余剰汚泥	・排水の活性汚泥処理に伴って発生する汚泥。脱水処理後に乾燥・焼却処理して燃え殻となる。
(d) 建設廃材	・設備の温度保持に使用している保温材の補修整備及びコンクリートやアスファルト補修整備の際に排出される。
(e) 燃え殻	・廃油・雑芥及び余剰汚泥を焼却したときに発生する。粉塵の発生を防ぐため、水を散布し水分を含む。
(f) 廃プラスチック	・原料容器の空缶及び設備の補修整備の際に排出される物が主であり、焼却処理している。
(g) ガラス屑	・嗜好品としてのコーヒーやクリーム瓶が主体で、試験研究用のガラス屑等である。
(h) 金属くず	・原料容器の缶、ドラム缶等
(i) 木くず	・運搬用廃パレット等の木くず
(j) がれき類 廃プラスチック (石綿含有廃材)	・非飛散性石綿含有廃材（スレート材、パッキン、ガスケット、プラスチック配管等）
(k) 廃アルカリ	・強アルカリ液の含有する廃液
(l) 有害汚泥(特管)	・有害試薬等
(m) 廃金属水銀 (特管)	・計器等に使用されていた金属水銀及び封入された計器等
(n) 廃PCB (特管)	・廃PCB及びPCB汚染廃棄物等
(o) 無機汚泥	・製造工程中の廃活性炭 他
(p)	
(q) 廃酸	・強酸液の含有する廃液
(r) 感染性廃棄物	・診療所医療処置品等

別図2 管理体制図





別図3 特別管理廃棄物処理フローシート (平成29年度実績)

